

ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本ニヤンドウティ協会ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)図版及び写真画像の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマークの図柄色指定及び文言は、別図の通りとする。

(使用対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規定に定めた手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 一般社団法人日本ニヤンドウティ協会の理念に反し、または反するおそれがある場合。
- (2) 自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与える恐れがある場合。
- (5) その他、理事がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合。

(使用承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用するものは、あらかじめ一般社団法人日本ニヤンドウティ協会Estrella会員承認申請書と認定試験作品を提出し、その適正を認証されなければならない。承認を受けEstrella会員となった者は規定に定める会費を支払うものとし、ロゴマークの使用を認める。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的でしようするとき。
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲において利用するとき。
- (4) 一般社団法人日本ニヤンドウティ協会に所属する正会員が営利目的以外で使用するとき。
- (5) その他代表理事が適当と認めるとき。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から8月31日とする。ただし、使用期間満了において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用すること
- (2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。代表理事が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 使用承認を受けたものは、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用すること

(違反等に対する取扱い)

第7条 使用承認を受けたものが、第7条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けたものに損害が生じても、一般社団法人日本ニヤンドウティ協会はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第8条 ロゴマークを使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、一般社団法人日本ニヤンドウティ協会が必要と判断する場合、予告することなくいつでもロゴマーク使用規程を変更することができる。当協会が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は変更後も当協会ロゴを利用し続けることにより、変更後のロゴ使用規程に同意をしたものとみなす。

付則 この規程は令和3年 9月1日から施行する。